

認可外保育等

施設等利用費請求書

記入例

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業（ファミサポ）の施設等利用費

【令和 元 年 10 月 ~ 元 年 12 月利用分請求用】

(宛先) 奈良市長

押印をお願いします。(シャチハタ不可)

請求者(請求者) 住所 奈良市〇〇町〇丁目1-2-3
氏名 奈良 太郎
電話 080-XXXX-XXXX
認定子どもとの続柄 父
請求者は認定を受けた保護者です。

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記のとおり請求します。

なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

- 1. 申請者と認定子どもが、奈良市内に居住していることを奈良市が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることを奈良市が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を奈良市が対象施設裏面の「合計」と同じ額となります。
4. 課税状況を奈良市が確認すること。

「施設等利用給付認定書」の「認定区分」・「認定番号」を転記します。 額 金 109,500 「施設等利用給付認定通知書」の「有効期間」の開始日を転記します。

1. 認定子ども(認定子ども)ごとに申請して下さい

フリガナ ナラ イチロウ 生年月日 平成 28 年 1 月 1 日
氏名 奈良 一郎 認定開始年月日 令和 元 年 10 月 1 日
認定区分 [x] 第2号 [] 第3号
認定番号 0123456789
請求期間内の住所 [x] 市内に在住 [] 転入した [] 転出した 転入・転出日※1 令和 年 月 日

※1 請求期間内に転入・転出した場合は、記入請求期間内に奈良市へ転入、奈良市から転出した場合、給付額に関係するのでご記入ください。

2. 支払希望金融機関(保護者名義の口座を記入) 給付費は保護者の口座に振り込みます。初回申請時は口座情報を必ずご記入ください。2回目以降の申請で前回申請と同じ口座への支払いを希望される場合は、口座情報の記入は不要です。

金融機関名 銀行 信用金庫 支店 口座番号 1 2 3 4 5 6 7
まほろば まほろば
フリガナ ナラ ハナコ
農協・信用組合 出張所 口座名義人※2 奈良 花子

委任状 ※2 請求者と支払希望金融機関の口座名義人が異なる場合、下記の委任状に必ず記入してください。

私は、施設等利用費の受領に関する権限を右記の代理人に委任します。

請求者と口座名義人が異なる場合、記入が必要です。

委任者(請求者)の自署又は記名・押印 奈良 太郎 代理人(口座名義人) 奈良 花子

3. 利用した認可外保育施設等(施設等)を、すべてご記入ください。それぞれについて、名称、事業類型、所在地、契約している利用料を記入してください。

※事業類型は該当するものに[x]を付し、[]に付さない。①~④に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載して下さい。

Table with 2 main rows (① and ②) containing facility name (まほろば認可外保育園, まほろば保育園), business type (認可外・一時預かり), location (奈良市〇〇町1-2-3, 奈良市〇〇町4-5-6), and usage fee (30,000円, 1,500円).

③	施設名		所在地	〒
	事業類型	認可外・一時預かり・病児・ファミサポ		電話：
	契約している利用料※3	<input type="checkbox"/> 月額		円 <input type="checkbox"/> 日額
④	施設名		所在地	〒
	事業類型	認可外・一時預かり・病児・ファミサポ		電話：
	契約している利用料※3	<input type="checkbox"/> 月額		円 <input type="checkbox"/> 日額
⑤	施設名		所在地	〒
	事業類型	認可外・一時預かり・病児・ファミサポ		電話：
	契約している利用料※3	<input type="checkbox"/> 月額		円 <input type="checkbox"/> 日額

※3 該当箇所にしを記入し金額を記入して下さい。利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の□にしを記入し、算定した月額相当分を記入して下さい。

4. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月日	認可外保育施設	一時預かり事業・病児保育・子育て援助	請求額		請求額 (cとdを比較して小さい方)
	(a) ※4	(b)	(c)	(d)	
令和元年 10 月	30,000 円	5,500 円	35,500 円	37,000 円	35,500 円
令和元年 11 月	30,000 円	12,000 円	42,000 円	37,000 円	37,000 円
令和元年 12 月	30,000 円	8,000 円	38,000 円	37,000 円	37,000 円
			合計		109,500 円

※4 利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期など)場合は、当該月額相当分を算定して下さい。(10円未満の端数がある場合は切り捨て)

表面の請求額に転記してください。

※5 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額37,000円、第3号認定の場合は42,000円です。途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次の通りとなります。

- ・途中で認定期間が終了する場合、または別の市町村へ転出する場合の限度額：37,000(42,000)円×転出日までの日数÷その月の日数
- ・途中で認定期間が開始される場合、または別の市町村へ転入する場合の限度額：37,000(42,000)円×転入日までの日数÷その月の日数

認可外保育施設等の利用と、利用料の支払いを証明する「証明書兼領収証」の添付が必要です。利用した実績全てに対応する「証明書兼領収証」の添付を確認してください。

5. 添付資料について

上記4の利用料に関する以下の書類(原本)をすべて添付してください。該当にチェックして下さい。

- 特定子ども・子育て支援の提供に係る証明書兼領収証 ※ファミリーサポートセンター事業を除く
- 活動報告書 ※ファミリーサポートセンター事業を利用した場合のみ